

児童・生徒の保護者の皆さまへ

学校給食費の徴収率向上のための取り組み強化について

日ごろは、江南市の給食事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校給食費は、学校給食法により、保護者の皆さまに食材費等としてご負担していただくべきものと定められております。

学校給食費を納めていただくことで、給食を安定して提供することができます。しかしながら、保護者の中には、事情は異なりますが、期限を守って納めることができない方もいらっしゃいます。

教育委員会では、学校給食費の納付について、納期限までに行われぬ場合、現在は文書・電話または訪問により、早期の納付を促していますが、それでも納付されないご家庭があることも現実です。

そこで、今後は、繰り返しお願いしても納付されない場合に限り、やむを得ない措置として簡易裁判所に「支払督促」の申し立てを行い、さらに必要な場合は、地方裁判所に「債権差押命令」(強制執行)の申し立てを行い、財産の差押えをおこなっていきたいと考えております。

◆裁判所による財産の差押えでは、主に預金・給与・自動車等の動産・不動産等が対象となります。

教育委員会では、今後も学校給食の安定提供と保護者間の負担の公平性を確保していくため、このような法的措置も含めて、学校給食費の徴収率向上に努めてまいりますので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年4月

江南市教育委員会

納付が困難な場合は早期にご相談ください

- ① 経済的な理由で納付が困難な場合、個々に状況をお聞きしたうえで、納付等についてご相談に応じられる場合があります。

《問い合わせ先》 江南市教育部学校給食課
電話番号：0587-55-1846 (直通)

- ② 市民税が非課税の世帯や児童扶養手当を受給されている世帯など、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、「就学援助制度」があります。

《問い合わせ先》 江南市教育部教育課
電話番号:0587-54-1111(内線437)